

[自己負担限度額一覧表]

令和4年10月1日現在

所得区分	自己負担限度額(1月当たり)		証の提示	特記事項の記載 ※1	摘要欄の記載	
	入院	外来				
70歳未満	上位所得	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回該当140,100円>		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分ア」	26区ア	
		167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回該当93,000円>		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分イ」	27区イ	
	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回該当44,400円>		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分ウ」	28区ウ	
		57,600円 <多数回該当44,400円>		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分エ」	29区エ	
低所得	35,400円 <多数回該当 24,600円>		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分オ」	30区オ		
70歳 74歳	現役並み所得Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回該当 140,100円>		国民健康保険高齢受給者証「3割」	26区ア	
	現役並み所得Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回該当 93,000円>		国民健康保険高齢受給者証「3割」 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分 現役並みⅡ」	27区イ	
	現役並み所得Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回該当 44,400円>		国民健康保険高齢受給者証「3割」 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分 現役並みⅠ」	28区ウ	
	一般	57,600円 <多数回該当 44,400円>	18,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」	29区エ	
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅱ」※2	30区オ	低所得Ⅱ
	低所得Ⅰ	15,000円	8,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅰ」※2	30区オ	低所得Ⅰ
75歳以上	現役並み所得Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回該当 140,100円>		後期高齢者医療被保険者証「3割」	26区ア	
	現役並み所得Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回該当 93,000円>		後期高齢者医療被保険者証「3割」 後期高齢者医療限度額適用認定証「適用区分 現役並みⅡ」	27区イ	
	現役並み所得Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回該当 44,400円>		後期高齢者医療被保険者証「3割」 後期高齢者医療限度額適用認定証「適用区分 現役並みⅠ」	28区ウ	
	一般Ⅱ	57,600円 <多数回該当 44,400円>	18,000円 6,000円+(医療費-30,000円)×10% ※3	後期高齢者医療被保険者証「2割」	41区力	
	一般Ⅰ	57,600円 <多数回該当 44,400円>	18,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」	42区キ	
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅱ」※2	30区オ	低所得Ⅱ
	低所得Ⅰ	15,000円	8,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅰ」※2	30区オ	低所得Ⅰ

<留意事項>

※1 高額療養費の現物給付にかかわらず、該当の証が提示された場合、レセプトの特記事項へ所得区分の記載が必要です。

なお、70歳以上の被保険者は全て記載が必要です。

※2 入院分及び、高額療養費が現物支給された外来分には以下の記載が必要です。

<紙レセプト> 摘要欄に「低所得Ⅱ」または「低所得Ⅰ」と記載してください。

<電子レセプト> 一部負担金・食事療養費・生活療養標準負担区分コード欄に「1」「2」または「3」「4」を設定してください。

※3 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの配慮措置対象期間中の自己負担限度額です。